

感染症の予防及びまん延防止のための指針

潟上市地域包括支援センター

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、潟上市地域包括支援センター(以下「センター」という。)内における感染予防体制を確立することを目的として定めるものである。

センターの職員(以下「職員」という。)は、本指針に従い業務にあたることとする。

1 感染管理体制

(1) 委員会の設置・運営

- ①目的 センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するため、感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - ②活動内容 委員会の主な活動内容は、以下のとおりとする。
 - ・センターの事業実施にあたり、感染症発生時の課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
 - ・感染予防に関する決定事項や具体的対策について、職員に周知する。
 - ・職員と感染症発生時の課題及び課題意識を共有し、解決策を検討する。
 - ・適宜、利用者及び職員の健康状態を把握する。
 - ・感染症発生時には、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮の役割を担う。
 - ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。
 - ③感染対策委員会の構成委員
 - ・委員長はセンター長が務める。
 - ・感染症対策担当者は保健師が務める。
 - ・委員会の委員は、職員、その他、センター長が認める者で構成する。
 - ④運営方法
 - ・委員会は、6か月に1回定期的を開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 役割分担 各担当の役割分担は、以下のとおりとする。
- ・センター長(委員会の開催及び各所への連絡調整)
 - ・保健師等(感染対策、医療情報の提供と感染対策の立案・指導、利用者や職員の健康状態の把握)

・上記以外の職員(担当する利用者の状況把握、感染対策の実施状況の把握及び周知)

(3) 指針の整備

委員会は、感染症に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

①新規採用者に対して、採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を実施する。

②職員を対象として、感染症予防対策に関する研修を年1回以上実施する。

③外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

(5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、本指針に基づき、職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

(6) その他(記録の保管)

委員会の開催記録等、センターにおける感染対策に関する記事は保管する。

2 平常時の対応

(1)センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

(2)職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(3)市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

3 感染症の発生時の対応

(1)感染症が発生した場合、又はそれが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って対応する。

①職員が感染もしくは感染が疑われたときは、速やかに状況について把握し、センター長に報告する。

②センター長は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。

③市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。

(2)職員は感染症等が発生したときは、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。

- ①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ②感染者又は感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、又はサービスの内容の変更を行うこと。
 - ④別に定める潟上市新型インフルエンザ等対策行動計画及び潟上市地域包括支援センター業務継続計画書(感染症編)等に従い、感染対策を実施すること。
- (3) 感染症が発生したときは、必要に応じて、職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
 - (4) 報告が義務付けられている感染症については、速やかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

4 本指針の閲覧及び周知

- (1) 指針及び潟上市地域包括支援センター業務継続計画書(感染症編)等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は常時閲覧可能とし、センター内に備え付けるほか市ホームページにも掲載する。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。